

令和3年第9回 美里町農業委員会会議録

令和3年9月10日

令和3年第9回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第大会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治      3番 濱田憲治      4番 三浦誠一      5番 永田末廣  
6番 今田政行      7番 長木一美      8番 吉坂美佐子      9番 松田政明  
10番 吉田美好

欠席委員 2番 奥村 智

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和3年第9回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は2番奥村委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、6番今田委員、7番長木委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号3について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第25号、番号1から番号3について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号3の補足の説明を終わります。それでは、議案第25号、番号1を議題とし内容の説明を9番松田委員に求めます。

9番（松田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第25号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第25号、番号1は原案どおり決定しました。次に、番号2を議題とし内容の説明を9番松田委員に求めます。

9番（松田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 25 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 25 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）はい・・・・・・。

会長 以上で議案第 25 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 25 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 26 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず申請地についてですが、申請地は個人住宅建設にあたり、資材搬入道として無断で転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で個人住宅完成後は原形復旧を計画されていましたが、家族や周辺農地所有者に意見を聞き、今後も利便性から継続して利用することを希望し、本申請となりました。また、こちらの資材搬入道は約 3 年間利用されております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、水路に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 未満の第 2 種農地で既に公衆用道路として利用されておりますが、転用申請には問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 26 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、資料 2 の写真では農地の法面が申請地のように見えるのですが、元々あった道が狭くて広げた、なので始末書付きで出てますよね、公衆用道路で申請であれば写真の道路の部分が申請地ではないのですか。

事務局（富永英司君）はい、資料では黄色の線が法面から道路の側溝で申請地ときれたように見えますが、本来はもう少し道路側まで線を引き、わかりやすくしなければいけませんでした、失礼しました。

7 番（長木委員）はい、資料で下の方は新しく取りつけ道路を作る計画があるのですか。

事務局（津田武蔵君）はい、3 年前に建設課の原材料支給を使用されて緊急車両が入ることが出来ないということで町道から申請人宅まで引っ張ってあり三年前には完成して現在はもう利用されております。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 26 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 4 番三浦委員に求めます。

4 番（三浦委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 27 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由についてですが、昨年 10 月に申請地南側を作業場兼資材置場として転用をされておりますが、昨年 7 月の人吉地方を中心とした豪雨災害で被災家屋の修理・再築の業務が急激に増加しているため保管する資材置場の拡張が急務となり、既存施設の隣接であることから土地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、現在耕作放棄地となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び県道、町道側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は 10ha 以上の拡がりのある第 1 種農地ですが、例外的な許可の「既存施設の拡張」での整備で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供

する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 27 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、貸資材置場というのはどういうことか。

事務局（富永英司君）はい、譲受人は■■■■さんですが、■■■■に貸付するとのことです。会社は■■■さんが取締役になられています。■■■さんが買われて■■■に貸すという形にされます。

7 番（長木委員）はい、昨年申請されたところはまだ着手されてないのに、更にとするのはあまりにも拡大しすぎているのではと感じます。

4 番（三浦委員）はい、昨年の申請分は今埋め立て中です。申請事由でもあるように、業務が急激に増加した為どうしても現状では資材を置くのには狭いので場所がそれでは足りないということで今回の申請に至りました。また譲渡人も 10 数年耕作されていない農地でどうにかできないだろうか希望があったように聞いています。

7 番（長木委員）事業は計画通り進めてほしいと思います。

4 番（三浦委員）伝えておきます。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 27 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 7 番長木委員に求めます。

7 番（長木委員）はい・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 27 号番号 2 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由についてですが、現在の園舎は平成 7 年 3 月に建てられ約 26 年が経過し老朽化が顕著になったことから改築の整備計画を立てられ、現在の園舎から約 180m の土地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、現在耕作放棄地となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び町道側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画

には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は農地の拡がりが10ha未満の第2種農地ですが、他に代替性がないため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第27号、番号2の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、9番松田委員。

9番（松田委員）はい、農振農用地になっていますが、そのことについては審議されていますか。

事務局（富永英司君）はい、農振除外につきましては、審議致しまして県の方に検討して農振除外となっております。

7番（長木委員）はい、資料3では以前申請した場所との境を赤線など引いてもらえていたらわかりやすかったのではないのでしょうか。

事務局（富永英司君）はい、わかりました。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号2は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第27号、番号2は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号3を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）はい。。。。。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第27号番号3資料1をご覧ください。まず土地の選定理由についてですが、申請人は[REDACTED]に居住されています。慣れ親しんだ美里町で個人住宅を建設したく、用地取得を検討していたところ知人の紹介により選定をされました。また、申請地は令和3年9月2日に分筆登記が完了されています。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で、現在不作付け地となっております。次に資料3をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び町道側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われますが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は農地の拡がりが10ha未満の第

2 種農地ですが、他に代替性がないため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 27 号、番号 3 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員） はい、道の [REDACTED] という地番がありますが、道からどのようにして入るのでしょうか。

事務局（富永英司君） はい、用地買収をしてあり町道を広げてありますので分筆後は道路になります。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 27 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、今回の質疑・採決は同一人物ごとを一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長 それでは、番号 1 から番号 3 の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 28 号、番号 1 から番号 3 の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 28 号、番号 1 から番号 3 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 28 号、番号 1 から番号 3 は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、今回 10 年畑 7379 m<sup>2</sup>、計 7379 m<sup>2</sup>、本年累計、3 年田 1835 m<sup>2</sup>、田 4 年 3664 m<sup>2</sup>、田 5 年 11841 m<sup>2</sup>、田 6 年 114549 m<sup>2</sup>、田 9.6 年 7920 m<sup>2</sup>、田 10 年 10880 m<sup>2</sup>、小計田 150689 m<sup>2</sup>、畑 5 年 5188 m<sup>2</sup>、畑 6 年 17012 m<sup>2</sup>、畑 9.6 年 979 m<sup>2</sup>、畑 10 年 9093 m<sup>2</sup>、合計畑 32272 m<sup>2</sup>、計 182961 m<sup>2</sup>。以上で農用地利用集積計画総括表の内

容説明を終わります。

会長 次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。何か  
ありませんか。

事務局 ありません。

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会  
させていただきます。有難うございました。

本会議 午後2時50分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印



美里町農業委員会委員

印